

四日市市告示第 502 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成27年12月22日

四日市市長 田 中 俊 行

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	路線番号	区域変更区間	変更区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考 別添図位番号
1	北山1号線	17029	北山町字野中1336地先から 北山町字経塚1298地先まで	4.1~4.4 2.1~5.3 2.1~5.3	558.0 1,121.5 1,121.5	区域を変更する 幅員を変更する No.1
整理 番号	路線名	路線番号	区域変更区間	変更区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考 別添図位番号
2	北山4号線	17032	北山町字経塚1298地先から 北山町字経塚1214-3地先まで	4.1~8.4 2.1~4.2 4.1~8.4	164.4 164.4 164.4	区域を変更する 幅員を変更する No.2